

ごみ処理手数料・ごみ処分手数料の見直しについて（案）

令和元年 1 1 月

登別市市民生活部環境対策グループ

1	ごみ処理手数料・ごみ処分手数料の見直しを検討する背景	1
(1)	クリンクルセンター建設当初におけるごみ関連手数料の考え方	1
(2)	これまでの取組と現在の状況	3
(3)	これまでの10年における手数料収入の割合	4
(4)	今後のごみ処理のあり方について	5
2	ごみ関連手数料見直しの必要性	6
3	ごみ関連手数料の改定内容について	7
(1)	手数料改定の基本的考え方	7
(2)	手数料の改定幅	8
(3)	改定後の手数料	9
(4)	ごみ処理手数料改定の影響額	10
(5)	手数料の改定時期	11
4	今後の流れ	12

1 ごみ処理手数料・ごみ処分手数料の見直しを検討する背景

ごみ処理手数料・ごみ処分手数料の見直しを検討することとした背景は次のとおりである。

(1) クリnulルセンター建設当初におけるごみ関連手数料の考え方

廃棄物処理に際して市民に負担いただいている手数料のうち、「ごみ処理手数料」は、市がごみステーションから収集するごみに関するものであり、排出時に指定ごみ袋の使用を義務付けることにより、市民に負担いただいているものである。

また、「ごみ処分手数料」は、市民及び事業者がクリnulルセンターに自ら持ち込むごみ等に関するものであり、持ち込みの際に負担いただいているものである。

本市では昭和44年以来、家庭系ごみを無料で処理していたが、平成12年4月のクリnulルセンターの稼働に伴い、受益者負担の導入によって以下の政策・施策効果を得るとともに、財政負担の軽減を図ることを目的に、ごみ関連手数料の一部有料化を導入した。

[排出抑制や再利用の促進]

有料化により費用負担を軽減しようとするインセンティブ（動機付け）が生まれ、排出抑制が期待できる。

[公平性の担保]

税込のみを財源とすると、排出量の多い市民と少ない市民の間にサービスに応じた費用負担に明確に差がつかない。排出量に応じて手数料を徴収することで、費用負担の公平性が確保される。

[市民、事業者の意識改革]

有料化の導入によりごみの排出機会や排出量に応じて費用負担が発生することになり、市民や事業者が処理負担を意識し、ごみの排出に係る意識改革につながることを期待できる。その結果、最終的には廃棄物の発生が少ない商品の選択や不要不急の商品購入の抑制、製品の再使用促進につながる。

ごみ処理手数料・ごみ処分手数料はともに、ごみ処理にかかる経費の20%を目安に市民や事業者といった受益者にご負担いただき、残る80%程度を税等で賄うことを前提に設定しており、現在の手数料は次のとおりとなっている。なお、ごみ処分手数料は平成16年に260円/100kgの引き上げを行っているが、ごみ処理手数料は、平成12年の有料化導入以降、改定は行っていない。

【ごみ処理手数料】

手数料の考え方 10あたり 2円

(単位:円)

区 分		1枚あたり	10枚単位	1枚あたり単価の算出方法
燃やせるごみ	40 ℓ	80	800	2円×40ℓ=80円
	30 ℓ	60	600	2円×30ℓ=60円
	20 ℓ	40	400	2円×20ℓ=40円
	10 ℓ	20	200	2円×10ℓ=20円
燃やせないごみ	40 ℓ	80	800	2円×40ℓ=80円
	30 ℓ	60	600	2円×30ℓ=60円
	20 ℓ	40	400	2円×20ℓ=40円
	10 ℓ	20	200	2円×10ℓ=20円
ごみ処理券		160	—	80円×2枚=160円

【ごみ処分手数料】

手数料の考え方 10kgあたり 50円

(単位:円)

区 分	1回あたり	算出方法
100kgまで	500円	50円/10kg ×100kg=500円
(100kgを超える場合) 10kgごとに加算	50円	—

(計算方法)

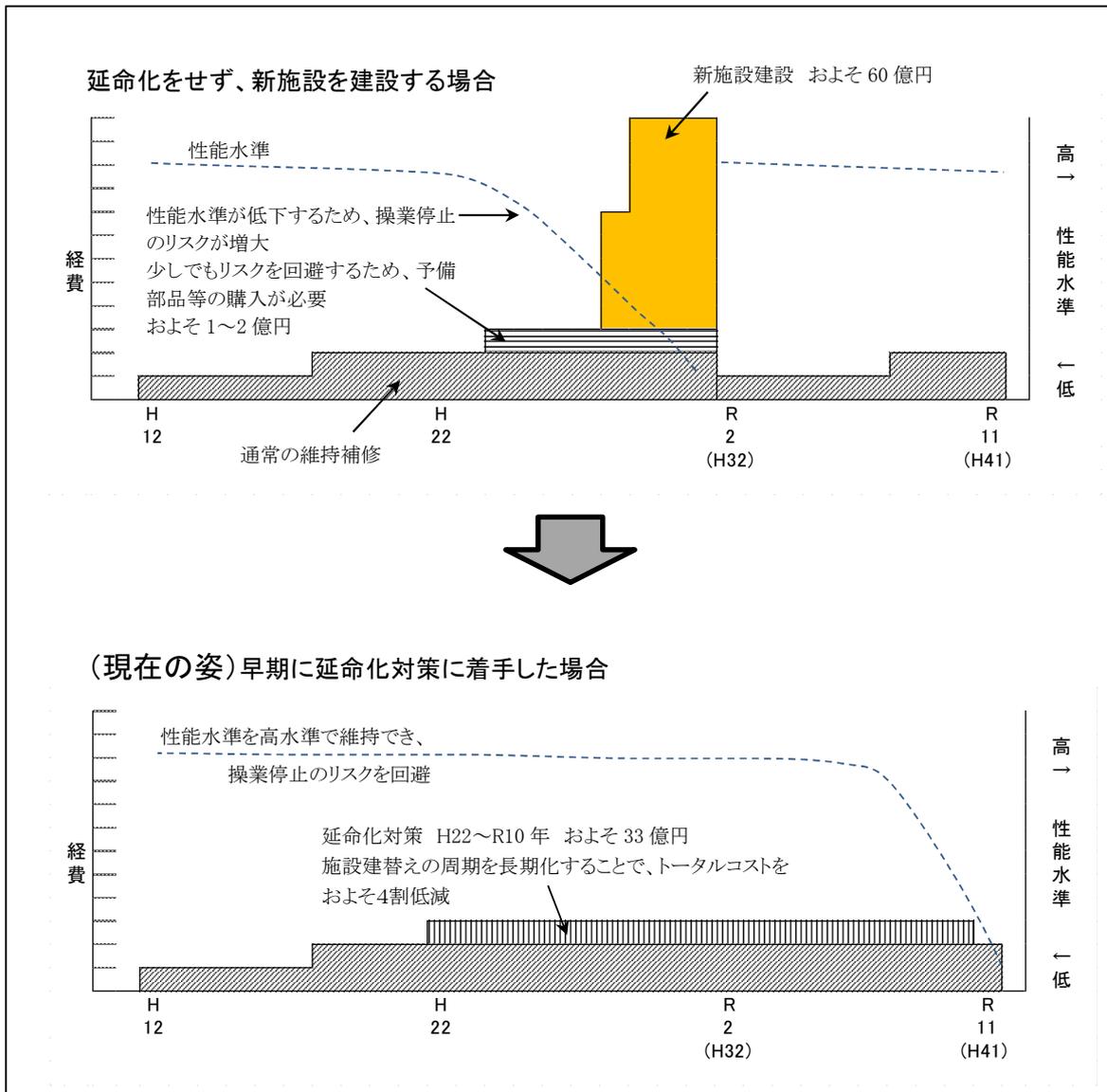
持ち込みごみ85kgの場合	500円
持ち込みごみ105kgの場合	550円(500円+50円)
持ち込みごみ115kgの場合	600円(500円+50円×2)
持ち込みごみ138kgの場合	700円(500円+50円×4)

(2) これまでの取組と現在の状況

廃棄物処理施設の稼働年数は、一般的に20年程度とされているが、施設を構成する設備・機器の中には、20年程度経過しても部分的な補修で設備等の健全度を回復することが可能なものも少なくないことから、クリンクルセンターでは30年間稼働できるよう、平成22年度から計画的に適時適確な延命化対策を行い、施設建替えの周期を長期化することで、トータルコストをおよそ4割低減してきた。

また、延命化対策に早期に着手することで、性能水準の回復が適切に図られることとなり、施設の安全性と信頼性を高水準で保つことができ、操業停止のリスクを低減してきた。

さらには、延命化事業の財源に地方債を活用することによって、一次的な財政負担を回避し、平準化を図ることで、手数料の引き上げを抑制してきた。



また、クリンクルセンターの運転管理では、従来の直営から民間委託へ業務体制の見直しを行うとともに、施設本体の保全整備においては、外注から一部自家整備への切替え、また、施設の運転管理を効率的に行うことにより電力使用量等の削減に努めてきた。

その他、費用対効果で課題のあった高速堆肥化処理施設を令和元年度をもって廃止するなど、ごみ処理に係る行政コストの削減に取り組むほか、資源回収物、再生展示品、使用済小型家電の売り払いを行うことなどにより、収入の確保にも努めてきたところである。

(3) これまでの10年における手数料収入の割合

直近10年間（平成21年度～30年度）における、手数料対象経費に対する手数料収入の割合は次のとおりとなっている。

(単位:億円)

区 分	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度
手数料対象経費【A】(①-②)	7.48	6.54	6.33	6.31	6.32	6.43	6.60	6.59	6.95	6.91
ごみ処理経費(①)	7.77	8.00	8.42	8.23	8.62	9.92	10.53	10.13	10.14	9.84
①のうち公債費	0.00	0.00	0.01	0.02	0.16	0.17	0.27	0.40	0.54	0.72
特定財源(②)	0.29	1.46	2.09	1.92	2.30	3.50	3.92	3.53	3.19	2.93
ごみ処理手数料・ごみ処分手数料収入【B】	1.51	1.55	1.52	1.51	1.53	1.50	1.50	1.48	1.47	1.50
手数料対象経費に対する手数料収入の割合【B/A】	20.2%	23.6%	24.0%	23.9%	24.3%	23.3%	22.7%	22.4%	21.2%	21.7%

※「ごみ処理経費」は、ごみ処理に係る経費総額のうち、手数料対象ごみ種別(燃やせるごみ、燃やせないごみ、生ごみ、粗大ごみ)分のみを計上。

計上にあたっては、ごみ処理総量に占める手数料対象ごみ種別ごみ量の割合をごみ処理に係る経費総額に乘じるにより算出。

※「手数料対象経費に対する手数料収入の割合」は、千円単位で算出した比率を計上しているため、表上の【B/A】と一致しない。

過去10年間におけるごみ処理に係る経費に対する手数料収入の割合は、延命化事業開始前の平成21年度は20.2%であり、20%台を維持している状況であった。

平成22年度以降は、前述のとおり、延命化事業が開始されたが、その財源に地方債を活用したため、平成22年度から平成25年度までは一時的に23%～24%台に上昇した。

しかし、延命化事業に係る地方債の元利償還が、平成26年度からいよいよ本格化してきたのに加え、平成23年の東日本大震災以降の復興需要や、オリンピックを控えた建設需要による労務単価・資材価格の上昇により、委託料や維持補修費が高騰するなど、当初想定していなかった経費の増加もあり、その結果、ごみ処理に要する経費に対する手数料収入の割合は年々低下し、平成30年度には21.7%とかなり低く20%台を維持している状況である。

(4) 今後のごみ処理のあり方について

本市では、平成12年4月1日のクリンクルセンター供用開始以降、白老町と共同で1市1町によるごみ処理を行ってきた。

また、当初は平成31年度の供用廃止を予定していたところ、10年間の延命化を行うため、平成22年度以降、計画的に延命化事業を行ってきた。

そうした中、平成29年2月、室蘭市以西2市3町により共同でごみ処理を行う西いぶり広域連合より、令和7年度に供用開始を予定する新ごみ処理施設の建設にあたり、本市と白老町を加えた3市4町による共同処理を検討したい旨の申し入れがあった。

このため、本市では、広域処理に参加した場合と、(白老町とともに)単独処理を継続した場合の財政比較を行うとともに、市内各所で意見交換を行い、今後のごみ処理のあり方について検討を行った。

その結果、平成29年度から令和31年度までの総コストについては、広域処理に参加の方が、33年間で約13億円、1年あたり約3,800万円、負担が軽減できる結果となった。

しかし、広域処理に参加する場合、西いぶり広域連合の新ごみ処理施設供用開始までの間(平成29年度～令和6年度)については、現クリンクルセンターの供用と新ごみ処理施設建設が並行するため、一時的に財政負担が増加するほか、市民プールに対する余熱供給への影響などが懸念された。

また、意見交換会においては、分別方法変更に対する不安、自己搬入の利便性低下とそれによる不法投棄増加への懸念など、クリンクルセンターの継続運営を望む意見が大勢を占めたほか、クリンクルセンターが単なる廃棄物処理施設ではなく、環境問題を考える施設、市民ギャラリーなど市民が集まるコミュニティ施設として、市民から愛着と誇りを持って迎えられていることを再認識した。

これらを総合的に勘案した結果、本市としては、西いぶり広域連合による広域処理には参加せず、白老町との1市1町による単独処理を継続することを決定した。

現在、本市では、単独処理を継続する旨決定したことを踏まえ、令和12年度以降のごみ処理のあり方について検討しているところである。

現施設を再延命化するのか、新施設を建設するのかに関しては、令和3年度か

ら4年度を目途に結論を出すこととなるが、いずれの方法を採用するにせよ、今後、ごみ処理施設に関する大きな財政支出が見込まれるところであり、令和12年度以降に向けて財政的な備えを考える必要がある。

2 ごみ関連手数料見直しの必要性

今後10年間（令和元年度～10年度）における、手数料対象経費に対する手数料収入の割合の見込みは次のとおりとなっている。

(単位:億円)

区 分	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度
手数料対象経費【A】(①-②)	7.23	7.67	7.73	7.95	7.97	8.33	9.02	9.61	9.23	9.03
ごみ処理経費(①)	10.21	9.91	10.59	11.47	11.12	11.04	10.50	11.12	10.84	10.66
①のうち公債費	0.90	1.24	1.31	1.48	1.57	1.84	2.27	2.87	2.77	2.64
特定財源(②)	2.98	2.24	2.86	3.53	3.15	2.71	1.48	1.51	1.61	1.64
ごみ処理手数料・ごみ処分手数料収入【B】	1.48	1.46	1.44	1.42	1.40	1.38	1.36	1.35	1.33	1.31
手数料対象経費に対する手数料収入の割合【B/A】	20.5%	19.1%	18.7%	17.9%	17.6%	16.6%	15.1%	14.0%	14.4%	14.6%

※「ごみ処理経費」のうちクリンクルセンター運営管理経費等は、平成30年度実績をベースに、令和元年10月の消費税率引き上げの影響のみを加味した。

また、中間改修事業費及びこれに係る公債費は長寿化計画に基づき計上。

※「ごみ処理経費」は、ごみ処理に係る経費総額のうち、手数料対象ごみ種別(燃やせるごみ、燃やせないごみ、生ごみ、粗大ごみ)分のみを計上。

計上にあたっては、ごみ処理総量に占める手数料対象ごみ種別ごみ量の割合をごみ処理に係る経費総額に乗じることにより算出。

なお、各年度ごみ処理量は、一般廃棄物処理計画及び過年度実績に基づき推計。

※「手数料対象経費に対する手数料収入の割合」は、千円単位で算出した比率を計上しているため、表上の【B/A】と一致しない。

今後10年間における手数料対象経費に対する手数料収入の割合の見込みを見ると、令和元年度こそ20.5%と20%台を維持しているが、令和2年度には20%を割り込み、令和10年度には14.6%まで低下する見込みである。

手数料収入の割合が低下する主な要因としては、平成22年度から開始した延命化事業に係る公債費が、令和元年度には0.9億円だったものが、令和10年度には2.64億円に達するなど、年々増加することに加え、労務単価や資材価格の高騰、人口減少に伴いごみ処理量が減少することによる手数料収入の減などの要因が重なることが挙げられる。

その結果、手数料対象経費に対する手数料収入の割合は、本来想定する20%を大きく割り込むことが見込まれ、これにより、ごみ処理経費への一般財源の充当割合が増加することの財政運営への影響や、ごみ処理に係る負担の公平性を考慮すれば、手数料の見直しを行うことが必要であると判断した。

また、クリンクルセンターの耐用年数が令和11年度に迫る中、現施設を再延命化するのか、新施設を建設するのか、いずれの方法を採用するにせよ、今後、ごみ処理施設に関する大規模な財政支出が生じるのは確実であり、令和12年度以降のごみ処理体制の構築に向けて、財政的な備えを行う必要がある。

現在、本市では、ダイオキシン対策設備に要する経費として、一般廃棄物処理施設整備基金に毎年度0.25億円の積立を行っており、平成12年4月1日開始のごみ有料化にあっても、積立に係る経費も手数料算定の基礎に算入したところである。

令和12年度以降の新たなごみ処理体制構築に際しての大規模な財政支出を考えれば、年間0.25億円の積立では十分と言えないことから、将来を見据えた基金積み増しも視野に、手数料の見直しを行うことが必要である。

また、手数料引き上げを機に市民の皆様や事業者の皆様に改めてごみの減量化に取り組んでいただくことで、令和12年度以降のごみ処理体制として新施設建設が採用された場合、施設規模のダウンサイジングに繋げることができると考えている。

これらのことを総合的に勘案した結果、本市としては、ごみ処理手数料・ごみ処分手数料の改定が必要と判断した。

3 ごみ関連手数料の改定内容について

前述のとおり、本市としては、ごみ処理手数料・ごみ処分手数料の改定が必要と判断したことから、次のとおり手数料改定の基本的考え方、手数料の改定幅及び改定時期を検討した。

(1) 手数料改定の基本的考え方

ごみ処理手数料及びごみ処分手数料は、水道料金や下水道使用料などに比べても公共的意味合いが強く、一定程度長期間を想定し設定することが必要である。

一方で、受益者負担である限りは、設定金額が適切なものであるのかを一定期間毎に検証することも必要である。

このことから、今回の改定にあたっては、令和2年度から令和11年度までの10年間を算定対象期間とし、当該10年間におけるごみ処理経費の総額とごみ処理総量を想定し、当該10年間に適用する手数料を決定することとした。

なお、経済情勢や市の財政状況に大きな変動がない限り、令和11年度までの間は、手数料の引き上げは行わないことを前提とする。

(2) 手数料の改定幅

上記の基本的考え方に基づき、令和2年度から令和11年度のごみ処理に係る総経費、ごみ処理総量を推計した上で、ごみ処理手数料、ごみ処分手数料が対象とするごみ種別がごみ処理総量に占める割合により各手数料対象経費を算出し、その20%を受益者負担とする考え方に基づき改定幅を検証した。

なお、期間中のごみ処理に係る総経費を試算するにあたっては、平成30年度実績をベースに、令和元年10月の消費税率引き上げによる影響を考慮した。

また、期間中のごみ処理総量は、一般廃棄物処理計画や過年度実績を基に推計した。上記に基づき試算した結果は次のとおりである。

【ごみ処理手数料】

(単位:円、kg)

区 分	令和2年度～令和11年度
期間中の手数料対象経費 総計【A】(①-②)	4,941,910,903
ごみ処理に係る総経費(①)	6,064,244,158
上記総経費に対する特定財源(②)	1,122,333,255
手数料対象となるごみ処理総量【B】	72,748,300
ごみ1kgあたりコスト【C】(A/B)	67.93
ごみ10kgあたりコスト【D】(C×2.5/10)	16.98
ごみ10kgあたりの市民負担額(D×0.2)	3.40

※ごみ10kgあたりコストは、10kgのごみ袋に入るごみ量を2.5kgと想定して算出

【ごみ処分手数料】

(単位:円、kg)

区 分	令和2年度～令和11年度
期間中の手数料対象経費 総計【A】(①-②)	3,563,078,616
ごみ処理に係る総経費(①)	4,646,260,213
上記総経費に対する特定財源(②)	1,083,181,597
手数料対象となるごみ処理総量【B】	81,469,560
ごみ10kgあたりコスト【C】(A/B)	437.35
ごみ10kgあたりの市民負担額(C×0.2)	87.47

改定幅を検証した結果、ごみ処理手数料については、現行10あたり2円に対して3.4円、ごみ処分手数料については、現行10kgあたり50円に対して87.47円となった。

しかし、この検証結果どおり改定した場合、ごみ処理手数料は現行から70.0%上昇、ごみ処分手数料は74.9%上昇することとなり、市民生活に多大な影響を与えることが予想される。

一方、上記の検証結果は、期間中に見込まれるごみ処理に係る総経費と総処理量を試算し、その20%分について市民に負担いただくことを前提に試算したものであり、これを大幅に引き下げた場合、財政運営に大きな影響が生じ、ひいては他分野において市民生活に大きな影響が生じることも予想される。

こうしたことを総合的に勘案した結果、ごみ処理手数料は、現行から50%引き上げの10あたり3.0円、ごみ処分手数料は、現行から60%引き上げの10kgあたり80円に改定することとしたい。

(3) 改定後の手数料

【ごみ処理手数料】

手数料の考え方 10あたり3円

(単位:円)

区 分		1枚あたり	10枚単位	1枚あたり単価の算出方法
燃やせるごみ	40ℓ	120	1200	3円×40ℓ=120円
	30ℓ	90	900	3円×30ℓ=90円
	20ℓ	60	600	3円×20ℓ=60円
	10ℓ	30	300	3円×10ℓ=30円
燃やせないごみ	40ℓ	120	1200	3円×40ℓ=120円
	30ℓ	90	900	3円×30ℓ=90円
	20ℓ	60	600	3円×20ℓ=60円
	10ℓ	30	300	3円×10ℓ=30円
ごみ処理券		240	-	120円×2枚=240円

【ごみ処分手数料】

手数料の考え方 10kgあたり 80円

(単位:円)

区 分	1回あたり	算出方法
100kgまで	800円	80円/10kg ×100kg=800円
(100kgを超える場合) 10kgごとに加算	80円	—

(計算方法)

持ち込みごみ85kgの場合	800円
持ち込みごみ105kgの場合	880円(800円+80円)
持ち込みごみ115kgの場合	960円(800円+80円×2)
持ち込みごみ138kgの場合	1,120円(800円+80円×4)

(4) ごみ処理手数料改定の影響額

ごみ処理手数料改定の影響額について、いくつかのモデル世帯を設定し試算した。

燃やせるごみにおいては、例えば、夫婦と子供3人の5人世帯で考えた場合、週2回排出するものとして、年間104枚のごみ袋(40リットル)が必要となる。この場合、年間8,320円(月換算693円)の現行手数料に対して、改定後は、年間12,480円(月換算1,040円)となり、影響額は、年間4,160円(月換算347円)と試算される。

燃やせないごみにおいては、どのモデル世帯においても年間の使用枚数を4枚とした場合、影響額は、年間40円～160円と試算される。

【燃やせるごみ】

モデル世帯名	世帯人数	1人1日当たり ごみ排出量 (g/人・日)	世帯の 年間排出量 (kg)	世帯の 1回当たりごみ 排出量(kg) ^{※1}	必要な ごみ袋種別 ^{※2}	世帯の 年間使用枚数 (枚) ^{※1}	年間のごみ袋代金 [1か月あたりに換算(÷12か月)]		
							現行(円)	改定後(円)	影響額(円) ^{※3}
夫婦、子供3人	5	428	781	7.51	40 ^{リットル} 袋	104	8,320 [693]	12,480 [1,040]	4,160 [347]
夫婦、子供2人	4		625	6.01	30 ^{リットル} 袋	104	6,240 [520]	9,360 [780]	3,120 [260]
夫婦	2		312	3.00	20 ^{リットル} 袋	104	4,160 [347]	6,240 [520]	2,080 [173]
単身	1		156	1.50	10 ^{リットル} 袋	104	2,080 [173]	3,120 [260]	1,040 [87]

※1 …… 週2回排出するものとして

※2 …… 10^{リットル}袋に2.5kg入ると仮定して

※3 …… 一人あたりのごみ排出量は現状と増減がないものとして計算

【燃やせないごみ】

モデル世帯名	世帯人数	1人1日当たり ごみ排出量 (g/人・日)	世帯の 年間排出量 (kg)	世帯の 1回当たりごみ 排出量(kg) ^{※1}	必要な ごみ袋種別 ^{※2}	世帯の 年間使用枚数 (枚) ^{※1}	年間のごみ袋代金		
							現行(円)	改定後(円)	影響額(円) ^{※3}
夫婦、子供3人	5	18	33	8.25	40 ^{リットル} 袋	4	320	480	160
夫婦、子供2人	4		26	6.50	30 ^{リットル} 袋	4	240	360	120
夫婦	2		13	3.25	20 ^{リットル} 袋	4	160	240	80
単身	1		7	1.75	10 ^{リットル} 袋	4	80	120	40

※1 …… 年4回排出するものとして

※2 …… 10^{リットル}袋に2.5kg入ると仮定して

※3 …… 一人あたりのごみ排出量は現状と増減がないものとして計算

(5) 手数料の改定時期

ごみ処理経費に対する手数料収入の割合は、令和2年度には目安となる20%（手数料算定上の受益者負担率）を下回ることが見込まれるところであり、財政運営への影響を勘案すれば、出来る限り早期に手数料を改定することが必要である。

一方で、ごみ関連手数料の改定は、家計に大きな影響を与えるものであり、特に今回はごみ処理手数料で50%、ごみ処分手数料で60%の大幅な引き上げとなる。

また、ごみ処分手数料については、事業活動で発生したごみ処理にも影響することから、事業者の事業活動にも影響を与えるものと予想される。このため、改定に際しては十分な周知期間を設ける必要がある。

このことから、条例改正案議決以降、十分な周知期間を設けることを想定し、令和3年4月1日に改定を実施することとしたい。

4 今後の流れ

前述したとおり令和3年4月1日の改定を目指す。が、条例改正後に十分な周知期間を確保するため、令和2年第1回定例会への条例改正案上程を目指す。

条例改正案上程までの流れは次のとおりである。

(1) 市方針の決定について

次の日程により、登別市環境保全審議会に諮問を行い、答申を受ける予定である。答申後、その内容も踏まえて検討を行い、手数料改定に関する方針を決定し、当該方針に基づいて条例改正案を作成し、令和2年第1回定例会に上程する。

【審議会の日程】

第1回審議会（諮問及び諮問案件の審議）	令和元年11月下旬
第2回審議会（諮問案件の審議及び答申案の審議）	令和元年12月下旬
審議会からの答申	令和2年1月上旬

(2) 市議会への情報提供について

市議会に対して、次のとおり情報提供を行う。

【市議会への情報提供】

生活・福祉委員会所管事務調査 （改定方針案について）	令和元年11月下旬
生活・福祉委員会所管事務調査 （審議会の答申結果及び改定方針について）	令和2年1月中旬
生活・福祉委員会所管事務調査 （登別市廃棄物の再利用及び処理に関する条例改正案について）	令和2年2月中旬

(3) 市民への情報提供について

上記作業と並行し、市民・事業者に対して、次のとおり情報提供を行う。

【市民への情報提供】

住民及び事業者への説明会 （町内会回覧、市HPなどで開催周知）	令和元年12月中旬
広報のぼりべつによる情報提供 （改定方針案について）	令和2年1月号
広報のぼりべつによる情報提供 （審議会の答申結果及び改定方針について）	令和2年2月号